特集《コロナ影響下における知財業務》

民事訴訟におけるウェブ会議等を 活用した新たな運用

令和元年度 特許制度運用協議委員会

委員長 松永 裕吉, 副委員長 斎藤 美晴, 副委員長 伊藤 武泰, 副委員長 坂口 吉之助, 副委員長 東野 匡容, 副委員長 小貫 正嗣

- 要 約 -

政府の「裁判手続等のIT 化検討会」の議論に基づき、民事訴訟手続の全面IT 化が本格的に動き出し、令和 2年(2020年)2月から知的財産高等裁判所および一部の地方裁判所においてウェブ会議等を活用した新 たな運用が始まった。

これに先立ち、日本弁理士会では、知的財産高等裁判所の要請もあって令和元年6月に「裁判手続き等の IT 化検討会対応ワーキンググループ」(以下、ITWGという。)を設置してウェブ会議を活用した新たな運用 についての検討を開始した。ITWGは、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、特許制度運用協議委員会と いった幅広い分野からメンバー構成され、知的財産高等裁判所および特許庁審判部訟務室などの関係各所と意 見交換を行いながら検討を進めた。ウェブ会議を利用した新たな運用に関する当会会員への周知は、従来から 電子手続きに関する専門委員会であった当委員会が主に担当した。

本稿は、争点整理等の手続に導入されることとなったウェブ会議の概要及び留意点、さらにウェブ会議に用いられるグループチャットツール Microsoft Teams の導入から操作例を解説するものである。

目次

1. はじめに

- 2. 裁判手続等の IT 化
 - (1) 3つのe
 - (2) [3つの e] 実現に向けたプロセス
- 3. 運用開始に向けた弁理士会の対応
- 4. ウェブ会議等を活用した争点整理(Teamsの導入・操作例)
 - (1) ウェブ会議
 - (2) Microsoft Teams
 - (3) Teams における裁判所,原告,被告の位置付け
 - (4) ウェブ会議までの手順
 - (5) Teams 利用に必要な機器やソフト等
 - (6) Microsoft アカウント
 - (7) Teams の入手方法
 - (8) Teams のサインイン,サインアウト
 - (9) Teamsのメイン画面及び主要な機能,操作
- 5. 当面の運用と今後の展望
- 6. まとめ

1. はじめに

ビジネス環境や国際競争力の観点から利用者目線に 立った迅速かつ効率的な裁判の実現が求められる中, 内閣官房に設置された「裁判手続等の IT 化検討会」 において平成30年3月に裁判手続等のIT化に関す る基本的方向性がまとめられた⁽¹⁾。そして,平成30 年6月15日に裁判手続等のIT化の推進が盛り込ま れた「未来投資戦略2018」が閣議決定され,我が国 の民事訴訟手続の全面IT化が本格的に動き出すこと となった。

2. 裁判手続等の IT 化

(1) 3つのe

裁判手続等の IT 化検討会の報告書⁽¹⁾によると,裁 判手続等の IT 化の方向性として,訴訟記録の全面的 な電子化を目指している。具体的には,利用者目線に 立って, e 提出 (e-Filing), e 法廷 (e-Court), e 事 件管理 (e-Case Management)の「3つの e」の観点 から裁判手続等の全面 IT 化の実現を図っていくのが 相当であるとされている。

① e 提出

e 提出とは, 訴状等の裁判書類を電子化してオンラ インで 24 時間 365 日提出できるようにするものであ る。併せて訴訟手数料の納付についてもオンラインで の納付を可能にするものである。



図 1 裁判手続等の IT 化検討会「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめー 「3 つの e」の実現に向けて一」から引用

② e 事件管理

e事件管理とは,裁判所が管理する事件記録や事件 情報を,訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方がオン ラインでいつでもアクセス可能にするものである。ま た,裁判期日の調整や進捗状況もオンラインで確認で きるようにするものである。

③ e 法廷

e法廷とは、テレビ会議やウェブ会議の導入・拡大 により、当事者の一方又は双方が裁判所へ出頭しなく ても訴訟手続を進めることができるようにするもので ある。特に第1回口頭弁論期日や争点整理手続におい て当事者の出頭負担が軽減されることが期待される。

(2) 「3つのe」実現に向けたプロセス

「3つの e」は、互いに独立したものではなく、相互 に連携することでより効果的な裁判手続の全面 IT 化 が実現可能となる。しかしながら、システムの構築や 民事訴訟法等の改正を待たなければ実現できない部分 もあるため、「3つの e」を一度に実現するのではな く、実現段階に応じて3つのフェーズに分け、順次新 たな運用を開始していくアプローチがとられることと なった。

①第1フェーズ

第1フェーズでは,法改正を要することなく現行法 下で実施可能であり,また,IT 機器の整備や試行等 の環境整備により実現可能なものが先行的に実施され る。例えば,e法廷のうち争点整理手続におけるウェ ブ会議等の活用は,期日ごとに裁判所に赴く現行の期 日参加の方法を維持しつつウェブ会議等での期日参加 を容易にするという選択肢を加えるものとして捉えら れることから現行法下で実現可能であり,また,汎用 の機器や通信環境で実現可能であることから,速やか に実現することができる。

②第2フェーズ

第2フェーズは、関係法令の改正により初めて実現 可能となるものである。具体的には、民事訴訟法等の 見直しを行った上で、e法廷の残りの部分である双方 当事者の出頭を要しない第1回期日や弁論準備手続期 日等の新たな運用を開始することが想定される。第2 フェーズについては、令和4年度中の民事訴訟法等の 改正を前提に、同年度頃からの順次実施を目指して令 和2年2月に法制審議会に審問されたところである。 ③第3フェーズ

第3フェーズは,関係法令を改正した上でさらに必 要なシステム環境等を整備して e 提出及び e 事件管理 を実現し,裁判手続等の全面 IT 化を完成させる段階 である。具体的には,オンラインでの申立て,訴訟記 録の電子化,オンラインによる期日の調整や訴訟状況 の確認等の運用を開始することが想定される。

3. 運用開始に向けた弁理士会の対応

当会では、ITWGを設置して最高裁判所、知的財 産高等裁判所および特許庁審判部などとの調整や意見 交換を行った。特に、知的財産高等裁判所とは、二度 にわたる模擬ウェブ会議を実施し、機材の接続方法か ら争点整理を進める上での注意点に至るまで、種々の 観点から検証を行った。検証の結果は、取りまとめた 上で、知的財産高等裁判所へフィードバックしてい る。なお、ITWGの活動報告については会員向け電 子フォーラムを参照いただきたい。

また,最高裁判所が公表した運用開始の日程等は, 適宜のタイミングで会員向け電子フォーラムにアップ するとともに, 全会員向けメーリングリストによる周 知も行った。

さらに、当委員会は、令和2年1月30日に、会員 向け研修会「裁判所のウェブ会議を始めるための簡易 マニュアル」を開催した⁽²⁾。この研修会は、東京と大 阪の2会場で同時に行われ、通常の講義に加えて、大 阪会場(原告)、東京会場(被告)、東京会場別室(裁 判所)の3地点を結び、ウェブ会議による模擬手続を 実演した。

ウェブ会議等を活用した争点整理(Teams の 導入・操作例)

令和2年2月より知的財産高等裁判所及び東京,大 阪,名古屋,広島,福岡,仙台,札幌,高松の各地方 裁判所の本庁(ただし,東京地裁及び大阪地裁につい ては一部の部)において,さらに同年5月より横浜, さいたま,千葉,京都,神戸の各地方裁判所の本庁に おいて,民事訴訟手続の全面IT化の第1フェーズで あるウェブ会議等を活用した争点整理の新たな運用が 開始され,今後,他の庁にも順次拡大される予定であ る。

なお,現在問題となっている新型コロナウイルス感 染の拡大を防止する観点からもウェブ会議は有用であ り,裁判所においてはウェブ会議を積極的に実施する 姿勢が見られる。

(1) ウェブ会議

ウェブ会議とは、インターネットに接続されたパソ コン等の端末を通じて遠隔地にいる人同士を結び、音 声・映像によるビデオ通話や、文字やファイル等を用 いたリアルタイムのコミュニケーションを可能にする IT 化ツールのことをいう。これまでも拠点間のコミュ ニケーションとして電話会議システムやテレビ会議シ ステムがあったが、それらシステムには専用の機器が 必要であり、機器が設置された会議室しか結ぶことが できない等の制約があった。一方、ウェブ会議はパソ コン等の端末とインターネット通信回線さえあればす ぐに始められるため、テレビ会議システム等と比べて 導入が簡単であり、任意の拠点間、さらに言うと任意 の人同士でコミュニケーションすることができる。こ のため、近年は個人、ビジネスを問わずウェブ会議の 利用が爆発的に増えている。

(2) Microsoft Teams

裁判手続等における争点整理で使用するウェブ会議 (以下, 裁判所ウェブ会議という。) 用ツールとして Microsoft Teams (以下, Teams という。) が採用さ れた。

Teamsの機能はビデオ通話/ビデオ会議だけでな く、チャット、ファイルの共有/共同編集等多種多様 である。Teams 本体は Microsoft 社のクラウド上に あり、ユーザーは端末の Teams アプリを通じて Teams 本体にサインアップして Teams の各機能を利 用する。

Teams アプリには有料版と機能制限のある無料版 とがあるが、裁判所ウェブ会議で使用する Teams は どちらでもよい。端末にアプリをインストールせずに ウェブブラウザから Teams を使用することもできる が、機能上の制約があるため、裁判所ウェブ会議では ウェブブラウザ版ではなくアプリ版の Teams を使用 する必要がある。

(3) Teams における裁判所,原告,被告の位置 付け

裁判所ウェブ会議は,裁判所(最高裁判所)が所 有・管理する Teams 本体(以下,裁判所 Teams と いう。)に設定された「チーム」に,原告及び被告が 外部ユーザー(ゲストユーザー)として参加するとい う形態をとる。裁判所ウェブ会議において原告及び被 告が裁判所 Teams の「チーム」の設定・管理に関与 することはない。

裁判所ウェブ会議の形態として,原告及び被告双方 が裁判所に出頭せずにウェブ会議を通じて手続に参加 する双方当事者不出頭型と,当事者の一方が裁判所に 出頭し,他方がウェブ会議を通じて手続に参加する一 方当事者不出頭型とがある。双方当事者不出頭型の手 続は,書面による準備手続により行う(民事訴訟法第 175条)。一方当事者不出頭型の手続は,これまでの 電話会議やテレビ会議と同様に,弁論準備手続(民事 訴訟法第168条)又は進行協議手続によることにな る。なお,一方当事者不出頭型の場合,裁判所が用意 するカメラに裁判官と裁判所に出頭した当事者が一緒 に映ることとなる。もっとも,裁判官と出頭当事者は テーブルを挟んで対面して着座するなどして裁判所の 公平性に疑義を生じさせないように配慮される。



(4) ウェブ会議までの手順

ウェブ会議に至る手順は裁判所により異なる点があ るが概ね次の通りである。

①裁判所がウェブ会議により手続を進めるのが適当であると判断した事件の原告・被告双方の代理人にウェブ会議を利用することについての意向が確認される。この意向確認のタイミングは明確に決まっているわけではなく、第1回口頭弁論期日あるいはそれ以降の審理の途中段階の場合もあれば、代理人が過去にウェブ会議による手続きを経験して十分に慣れていれば第1回口頭弁論期日よりも早い段階において行う場合もあり得る。また、ウェブ会議を利用する事件は、事件の内容、進行度合い、双方当事者の訴訟代理人の有無、訴訟代理人のITに対する親和性等を考慮して判断される。

なお、当事者の一方がウェブ会議の利用に同意しな ければ当該事件においてウェブ会議は利用されない。 一方当事者不出頭型のウェブ会議の場合であっても裁 判所に出頭しない当事者が同意するのみでは足りず、 裁判所に出頭する相手方当事者の同意が必要である。 ②原告・被告双方がウェブ会議を利用することに合意 すれば、原告・被告は、裁判所に、裁判所 Teams の ゲストユーザーのアカウントとして使用する電子メー ルアドレスを知らせる。裁判所への電子メールアドレ スの提供方法として、裁判所からあらかじめ伝えられ た電子メールアドレス宛にメールを送る方法と、書面 又はファクシミリの方法とがある。メールによる方法 の場合、HTML 形式やリッチテキスト形式ではなく テキスト形式にする必要がある。なお、裁判所に提供 した電子メールアドレスは相手方当事者も知ることが できる状態になる点に注意が必要である。

裁判所に提出可能な電子メールアドレスは,原則と して一事件一当事者につき一つである。もし一当事者 に複数の訴訟代理人がいる場合において,これら訴訟 代理人が相互に遠方の地に所在するために同一の地で ウェブ会議に参加することが著しく困難である等の特 段の事情がある場合には,裁判所の許可を得て,一当 事者当たり二以上の電子メールアドレスを登録するこ とができる。また,訴訟係属中に電子メールアドレス に変更がある場合には,裁判所に対し,直ちに,変更 後の電子メールアドレスを提供する必要がある。

裁判所に提供した電子メールアドレスは裁判所 Teamsにサインインするためのアカウント(Microsoft アカウント)として使用され、以後、この電子メール アドレス宛に裁判所 Teamsへの招待メールや裁判所 からの各種連絡メールが送られる。このため、裁判所 に提供する電子メールアドレスは個人が普段使用して いるようなアドレスではなく、裁判所ウェブ会議専用 に新たに用意したアドレスにすることが望ましい。な お、別の事件で裁判所ウェブ会議を利用したことが あって既に裁判所 Teams で使用している電子メール アドレスを持っていれば、そのアドレスを裁判所に提 供する必要がある(複数の事件で異なる電子メールア ドレスを使用することは認められていない。)。

③原告・被告双方から電子メールアドレスの提供を受けると,裁判所が裁判所 Teams に当該事件に対応するチームを新規作成し,当該チームに,提供された電子メールアドレスをゲストユーザーとして追加する。 チーム名は,係属裁判所,係属部並びに事件符号及び 事件番号の3つの要素を用いて設定される。例えば, 東京地方裁判所民事部第1部に係属した令和元年(ワ) 第1号事件の場合,チーム名は「東京地裁1部 R1 ワ 00001」となる。

④裁判所 Teams のチームに原告及び被告の電子メー ルアドレスがゲストユーザーとして追加されると、当 該ゲストユーザーとして登録された電子メールアドレ ス宛にチームへの招待メールが送信される。

⑤招待メールには Teams にサインインするのに必要 となる Microsoft アカウントを作成するためのリンク や無償版 Teams アプリをダウンロードするためのリ ンク等が埋め込まれている。招待メールを受け取った 時点で Microsoft アカウントをまだ持っていない、す なわち、裁判所に通知した電子メールアドレスを Microsoft アカウントとしてまだ登録していない,あ るいは,Teams アプリをインストールしていないよ うであれば,招待メール中のリンクから Microsoft ア カウントの作成及び Teams アプリのダウンロード, インストールを行うことができる。なお,Microsoft アカウントの作成及び Teams アプリのダウンロード, インストールは招待メール中のリンクからではなく Microsoft 社のウェブページから直接行うこともでき る。

⑥ウェブ会議の期日が決まると、裁判所からゲスト ユーザーとして登録された電子メールアドレス宛に ウェブ会議開催の案内メールが送信される。なお、必 要に応じて、例えば訴訟代理人がウェブ会議による手 続に初めて参加する場合等には、裁判所と日程を調整 して事前に接続テストが行われる。

⑦ウェブ会議当日,原告・被告双方は Teams アプリ を起動して裁判所 Teams にサインインしてウェブ会 議を行う。

(5) Teams 利用に必要な機器やソフト等①端末

パソコン,タブレット等の端末が必要である。パソ コンの場合,Windows8.1,Windows10版であれば, デスクトップ型,ノート型何れでも利用可能である。 Macの利用も可能である。

②カメラ,マイク,スピーカ,ディスプレイ

ウェブ会議が目的であるから,カメラ,マイク,ス ピーカが必須である。パソコンにこれらデバイスが付 属していない場合,別途入手して設定する必要がある。

複数人を一つのカメラに収める場合,全員が映るよ うに広角カメラを使用するとともに大型ディスプレイ やプロジェクター等を使用して全員が Teams 画面を 見られるようにすることが好ましい。また,複数人で 1個のマイクを共用する場合,小さな音に合わせた集 音動作となりやすく,ハウリングやノイズ混入によっ て明瞭さに欠けるおそれがある。そのため,可能な限 り,発言者を限定したり,各人がヘッドセットを使用 したりすることを勧める。ただし,ワイヤレスのヘッ ドセットの場合,音声に遅延が生じて音声通話が困難 になるおそれがあるため,有線接続タイプのものを使 用することを勧める。

③インターネット接続環境

Teams は、ネットワークの状況に関係なく、最適

なオーディオ,ビデオ,およびコンテンツ共有のエク スペリエンスを提供するために設計されており,帯域 幅が十分でない場合にはビデオ品質を落として音声品 質が優先されるようになっている⁽³⁾。裁判所ウェブ会 議では上り 500kbps,下り 1Mbps 程度の帯域幅が確 保できれば支障がないであろう。したがって,無線接 続でも十分にウェブ会議を行い得る。ただし,無線接 続の場合,無線ルータに多数の子機が接続されて無線 通信が輻輳したり,使用する周波数帯によっては他機 器からの電波干渉等があると,接続状態が一時的に不 安定になってウェブ会議の映像や音声が途切れるおそ れがある。したがって,有線接続が利用できる環境で あればできるだけ有線接続を使用することが望ましい。 ④認証用電話機

裁判所 Teams にサインアップ(初回起動)する際 には、Microsoft アカウントによる認証の他に、認証 用電話機を用いた二段階認証操作が必要である。二段 階認証操作には、スマートフォンやフィーチャーフォ ン(「ガラケー」)等の携帯電話や固定電話といった認 証用電話機の他にモバイルアプリによる手法がある が、認証用電話機を用いる手法が簡便であり、最高裁 判所もこれを勧めている。

認証用電話機の電話番号は裁判所 Teams のゲスト ユーザーとして登録される電子メールアドレスと紐付 けて登録されるため,裁判所 Teams に個人使用の電 子メールアドレスを使用するのが望ましくないのと同 様に,認証用電話機についても個人所有の携帯電話で はなく,事務所の携帯電話や固定電話を使用すること が望ましい。

⑤ Teams アプリ

上述したように、裁判所ウェブ会議で使用する Teams はウェブブラウザ版ではなく端末に専用ソフ トをインストールする形態のアプリ版である必要があ る。Teams アプリには有償版と無償版とがあるが、 裁判所ウェブ会議では当事者は裁判所が用意したチー ムにゲストユーザーとして参加する形態であり、有償 版 Teams の機能を利用する場面がないため、無償版 Teams アプリの使用で問題ない。

(6) Microsoft アカウント

Microsoft アカウントとは Microsoft 社が提供する 各種オンラインサービスにサインインするためにイン ターネット上での個人認証を行うためのアカウントで ある。任意の電子メールアドレスを Microsoft アカウ ントとして使用することができる。Teams アプリの インストール時及び Teams へのサインイン時に Microsoft アカウントが必要である。Microsoft アカウ ントは次の3つの方法のいずれかで作成することがで きる。

①裁判所 Teams の招待メール中のリンクから作成する

裁判所に提供した電子メールアドレスが裁判所 Teamsのチームにゲストユーザーとして追加される と、当該電子メールアドレス宛にチームへの招待メー ルが送信される。招待メール中の[Open Microsoft Teams] ボタンをクリックすると、当該電子メール アドレスが Microsoft アカウントとしてまだ登録され ていなければ Microsoft アカウントを作成するための ウェブサイトへ誘導されるのでそのウェブサイトでの 指示に従って当該電子メールアドレスを Microsoft ア カウントとして登録する。



図4 招待メールの一例(一部表示)

Microsoft アカウントにはパスワードの設定が必要 である。裁判所 Teams で使用する Microsoft アカウ ントについては,英大文字,英子文字,数字・記号の 3 種類の組み合わせからなる 10~16 文字でパスワー ドを設定する必要がある点に注意されたい。

② Microsoft 社のウェブページから作成する

ウェブブラウザで Microsoft 社のウェブページ (https://account.microsoft.com) にアクセスして,

Vol. 73 No. 12

[サインイン]を選択し,遷移した画面で[作成]を 選択することで Microsoft アカウントを新規作成する ことができる。事前に Microsoft アカウントを作成し た場合,裁判所には,当該作成した Microsoft アカウ ントを提供する。

なお、この方法では Microsoft アカウントとして登 録可能なメールアドレスはユーザーが自分で作成した メールアドレス(例えば、○○ @outlook.com、○○ @hotmail.com 等)に制限され、事務所で使用してい るような独自ドメインのメールアドレスは Microsoft アカウントとして登録できない点に注意が必要である。 ③ Windows の設定から作成する

Windows10を使用している場合,Windowsの設定 から[アカウント]をクリックし,[職場または学校 アカウントを追加]をクリックするとMicrosoftアカ ウントを作成するためのウェブサイトへ誘導されるの でそのウェブサイトでの指示に従ってMicrosoftアカ ウントを新規作成することができる。

(7) Teams の入手方法

法人向けの Microsoft 365^(R) を契約しているユー ザーであれば Microsoft 365^(R) にサインインして有償 版 Teams アプリをダウンロードすることができる。 一方,無償版 Teams アプリは Microsoft 社のダウン ロードサイトから誰でも自由にダウンロードすること ができる。また,招待メール中に Teams アプリのダ ウンロードサイトへのリンクが埋め込まれているの で,そのリンクから無償版 Teams アプリのダウン ロードサイトにアクセスすることができる。

(8) Teamsのサインイン、サインアウト①サインイン(一段階目認証)

Teams アプリを起動するとサインイン画面が表示 されてサインインアドレスが求められるので裁判所 Teams で使用する Microsoft アカウント(電子メー ルアドレス)を入力し,次にパスワードが求められる ので当該アカウントに設定したパスワードを入力す る。そして,入力したアカウントとパスワードで一段 階目の認証に成功すると「Teams へようこそ!」 画 面が表示される。当該 Microsoft アカウントを複数の Teams 組織で共用している場合には,ようこそ画面 において組織選択のプルダウンが表示されるので[最 高裁判所(ゲスト)]を選択して[続行]をクリック する。



図5 「Teams へようこそ!」 画面の一例

なお, 裁判所 Teams へのサインイン可能な時間は 開庁日の午前8時30分から午後8時30分に制限され ている。裁判所ウェブ会議は開庁時間内で行われるた め特段の問題はないが, 裁判所の求めによりファイル をアップロード又はダウンロードする場合には上記時 間以外では裁判所 Teams にサインインしてファイル 操作をすることができないので注意が必要である。 ②サインイン (二段階目認証)

裁判所 Teams はセキュリティ強化のために多段階 認証を導入している。このため,裁判所 Teams に初 めてサインインする場合,異なる端末からサインイン する場合,最後にサインインしたときから所定日数経 過している場合には,サインインアドレス及びパス ワードによる一段目認証後に二段階目の認証が求めら れる。二段階目の認証は認証用電話機又はモバイルア プリを利用して行われるが,ここでは認証用電話機に よる方法について紹介する。

裁判所 Teams に初めてサインインする際,一段階 目認証が完了すると二段階目認証の設定画面が表示さ れる。当該画面において,認証用電話機の電話番号を 入力し,二段階目認証の方法としてテキストメッセー ジ(SMS)を利用するか,音声電話を利用するかを 選択する。

手順 1: ご希望のご連絡方法をお知らせください。						
認証用電話	\$					
[日本(+81)	e 90 33					
ー方法	クコードを送信する					
() 電話する						

図6 二段階目認証設定画面の一例

SMSによる二段階認証を選択した場合,認証用電 話機に6桁のコードが送られるのでそのコードを Teamsの認証画面に入力することで二段階認証が完 了する。音声電話による二段階認証を選択した場合, 認証用電話機に着信があるので電話に出て一通りメッ セージを聞いた後に「#(シャープ)」のプッシュが 求められるのでその通りに「#」をプッシュすること で二段階認証が完了する。

③サインアウト

Teams にサインインした状態で画面右上の[×] マークをクリックして Teams アプリを強制終了する と、ユーザーがサインインした状態で残ってしまいト ラブルの原因となりかねない。Teams を終了する際 には、まず Teams からサインアウトしてそれから Teams アプリを終了する必要がある。Teams からサ インアウトするには、Teams のメイン画面の右上に あるユーザープロファイル画像をクリックし、[サイ ンアウト] を選択する。



図7 ユーザープロファイル画像をクリックして表示されるメ ニューの一例 ④二段階認証への注意

同一の端末から裁判所 Teams にサインインする限 り、最終アクセス時から 90 日間は二段階認証を求め られない。90 日を超えたり、異なる端末から裁判所 の Teams にサインインすると、二段階認証を求めら れるので、注意が必要である。

(9) Teams のメイン画面及び主な機能,操作①メイン画面

Teams にサインインするとメイン画面が表示され る。Teamsのメイン画面は左から順に表示領域とし てのメニューペイン,チームペイン,ワークスペース ペインに分かれている。

メニューペインには縦方向に [最新情報], [チャッ ト], [チーム], [通話] などがあり, 裁判所ウェブ会 議では主にビデオ会議, ビデオ通話を使用するので, メニューペインにおいて [チーム] を選択しておけば よい。

チームペインにはサインインしたゲストユーザーが 関与する係属中事件に対応するチームが表示される。 チームペインに複数のチームが表示されることになる ので,間違いなく目的のチームを選択する必要があ る。ウェブ会議当日に別のチームを選択しているとそ の事件のビデオ会議に参加できなくなるおそれがある ので注意が必要である。

チームにはさらに小グループの一つ以上のチャネル が設定される。デフォルトではチームに [一般] チャ ネルが用意される。裁判所ウェブ会議は基本的に,別 途チャネルを作成せずに [一般] チャネルを使ってビ デオ会議等を行うようである。

ワークスペースペインには [投稿], [ファイル], [Wiki] のタブがある。[投稿] タブにはチャネルに 投稿されたユーザーのメッセージが記録される。[ファ イル] タブにはユーザーがアップロードしたファイル が記録される。

②ビデオ会議/ビデオ通話

ビデオ会議とビデオ通話はいずれも複数ユーザー間 で映像と音声により通話を行う機能である。ビデオ会 議はチーム内の一人のユーザーが会議を開始し,同じ チームの別のユーザーが会議に参加するという形態を 取る。裁判所ウェブ会議においてビデオ会議を開始す るのは裁判所であり,裁判所がビデオ会議を開始する と原告・被告側の Teams 画面中のワークスペースペ

•	$\langle \rangle$	國	人、キーワードの検索、またはコマンドの入力	.
● 重新情報	チーム	∇	知 一般 投稿 ファイル Wilki	⊗ ቻ−ム 3አのゲスト …
₩ # *-4 27:14	 ★ な k o y - ム 加 如別高鉄4 部令和2年(行ケ 処財高数4 部令和2年(行ケ 一般 		さらにたりなのです。 FAQ を開く ションロションフラー ションロションフラー ションロションフラー メディン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シー	
			⇒=	
			 会該中 参加 	00:07 🔘
			€ 会議を開始しました	
			(* 返信	
□ 77月後入王				
(3)-			新しいメッセージの入力	
 	② デームを管理		う の 倒 倒 息 息 む ち う う	⊳

図8 Teamsメイン画面の一例

インの [投稿] タブに [会議中] という表示が現れる のでその中の [参加] ボタンをクリックすることで原 告・被告はビデオ会議に参加することができる。な お,ポップアップ画面が表示される場合もあり,その 場合にはポップアップ画面中のビデオアイコンをク リックすることでビデオ会議に参加することができる。

ビデオ通話はチーム内の一人のユーザーが同じチー ムの別のユーザーを個別に呼び出し,呼び出された ユーザーが呼応することで開始される。裁判所ウェブ 会議においてビデオ通話で呼び出しをするのは裁判所 であり,裁判所からビデオ通話の呼び出しがあると, 呼び出しを受けた原告・被告側の端末にポップアップ 画面が表示されるので,ポップアップ画面中のビデオ アイコン (ビデオカメラのマークのアイコン)をク リックして応答する。

裁判所ウェブ会議におけるビデオ会議は裁判所,原 告,被告の三者が話し合いをする争点整理等の場面で 利用される。一方,ビデオ通話は,裁判所と原告間, 裁判所と被告間のように個別に二者間での話し合いが 必要となる場面や和解協議等の場面で利用される。例 えば,三者でのビデオ会議を一旦停止時して,裁判所 からの一方当事者への呼び出しに応じて一方当事者が 応答して裁判所と一方当事者の二者間だけで話をして から他方当事者と同様の話をする場面が想定される。 なお,ビデオ通話はチャット機能の一部として提供さ れるため,ビデオ通話を終了すると,メニューペイン において [チャット] が選択された状態になる。した がって,元のウェブ会議に戻るにはメニューペインの [チーム]を選択する。

③ファイル共有

ワークスペースペインの [ファイル] タブにチーム 内で共有するファイルを保存することができる。ファ イルのアップロードは、チームペインから目的のチー ムを選択し、ワークスペースペインの [ファイル] タ ブから [アップロード] を選択し、アップロードする ファイルを選択して行う。新しいフォルダを作成して そこにファイルをアップロードすることも可能であ る。また、[ファイル] タブに一覧表示される任意の ファイルを選択してダウンロードすることもできる。 なお、裁判所ウェブ会議ではファイルのアップロー ド、ダウンロード、アップロードしたファイルの削除 はあくまで裁判所から指示を受けて行う必要がある。

アップロードしたファイルはそれ自体訴訟記録とは ならず,別途,従来の手法により裁判所へ文書を提出 する必要がある点に注意が必要である。それ以外に, ファイルをアップロードする場合には,民事訴訟法第 92条1項に基づき秘密保護のために閲覧若しくは謄 写,その正本,謄本若しくは抄本の交付又はその複製 の請求をすることができる者を当事者に限ることとし た秘密記載部分が記載されていないかを自己責任で管 理すること,事前にウイルススキャンを行いパスワー ドは付さない,ファイル名の付け方は裁判所の指示に



図9 ファイルのダウンロード画面の一例

従う等の注意が必要である。

5. 当面の運用と今後の展望

利用者の Teams 操作習熟度に応じて, 裁判所の判 断により, ファイル機能を使った電子ファイルのやり 取りや, [投稿] タブおよびチャット機能を使った メッセージのやり取りといった応用操作が順次使用さ れる。さらに, ファイル共有機能を使った技術説明会 や, ファイル共同編集機能を使った和解条項案作成と いった Teams の発展的活用も考えられている。

6. まとめ

民事訴訟に関する裁判手続等の全面 IT 化に向けて 争点整理手続等に Teams を使用したウェブ会議が始 まった。初めて Teams を使う人はカメラやマイクの 設定,サインインの二段階認証,ビデオ通話やビデオ 会議等の各種操作に少々戸惑うかもしれないが, Teams は使っているうちにすぐに慣れる使いやすい ツールである。本稿が当会会員による審決取消訴訟や 弁理士・弁護士会員による一般民事訴訟における Teams を使用したウェブ会議の参考になれば幸いである。

最後に, 裁判手続等 IT 化に関して当会会員への周 知にあたり, 快く意見交換や資料のご提供に応じてく ださった最高裁判所事務総局,知的財産高等裁判所 IT 化プロジェクトチーム(特に第4部), さらに特許 庁審判部訟務室の方々に感謝申し上げます。

(参考資料)

- (1)「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ-「3つのe」の 実現に向けて-」, 平成30年3月30日, 裁判手続等のIT 化検討会
- (2) 会員向け研修会テキスト「裁判所のウェブ会議を始めるた めの簡易マニュアル」(令和2年1月30日:特許制度運用協 議委員会主催)
- (3) https://docs.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/ prepare-network
- 「登録商標」:「Microsoft」、「Microsoft Teams」その他,本 稿に記載されている会社名,製品名は,各社の登録商標又は 商標である。

(原稿受領 2020.8.17)